

安全保障理事会決議 2296 (2016)

2016年6月29日、安全保障理事会第7728回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンの状況に関する安保理の全ての従前の諸決議および議長諸声明を再確認しそしてこれらの完全遵守の重要性を強調し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全に対する安保理の強い公約並びにスーダンにおける様々な課題に取り組むことを支援するため、その主権を十分に尊重して、スーダン政府と協働する安保理の決意を再確認し、

国際紛争を平和的に解決する原則、地域の国家間における善隣、不干渉および協力、の重要性を想起し、

当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を含む平和維持活動の基本的原則を再確認し、そして各平和維持活動の職務権限は、関係国に対して限定的であることを認識し、

女性、平和および安全に関する、子どもと武力紛争に関する、人道および国際連合要員の保護に関する、そして武力紛争下の文民の保護に関する、全ての安保理の関連諸決議を想起し、

文民、とりわけ女性と子どもを脅かし続けている、ジュベール・マラにおける叛徒集団と政府軍による攻撃、部族間の戦い、山賊行為や女性と女兒を対象とした性的およびジェンダーに基づく暴力を含む犯罪行為により特徴付けられたダルフルにおける現行の危険な状態に深い懸念を表明し、そしてダルフルにおける紛争の全ての当事者が、文民、平和維持要員および人道要員に対する攻撃を含む、暴力を直ちに終わらせるという安保理の要求をくり返し表明し、

ジュベール・マラを除いては、過去1年以上、ダルフルにおけるスーダン政府と武装集団との間の

軍事的衝突がないことに留意し、共同体間の紛争が著しい移送並びに文民の殺害や負傷および平和維持要員の負傷をもたらしている東部、西部および北部ダルフールにおけるものを含む、空爆および報じられた女性と子どもへの攻撃、並びに土地、資源に対するアクセス、移民問題および準軍事的部隊と部族の民兵が関与したものを含む部族間の敵対をめぐる共同体間の紛争を含む、スーダン政府とスーダン解放軍アブドゥル・ワヒード派（SLA/AW） との間の闘いが続いている、ジュベル・マラの中および周辺での暴力の著しい増加に安保理の深い懸念を表明し、

国際人道法違反および人権の違反や侵害に責任を有する者が、責任を問われなければならないことまたスーダン政府が、その領域内およびその管轄権の対象となる文民を、人道に対する罪および戦争犯罪からの保護を含めて、保護する主要な責任を負っていることを強調し、

安保理決議 2117（2013）を想起しそして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用をもたらすダルフールにおける平和と安全に対する脅威、並びに不発弾により与えられた文民に対する継続した脅威に懸念を表明し、

国際連合および協力機関によれば、2016 年の最初の 5 か月間にダルフールを通過して移動した、その幾らかは既に戻った、800,000 人と共に、2015 年のまた 2016 年の現在までの人口移動の著しい増加および人道援助と保護の必要性において結果として生じる増加、2015 年に新しく移動した 247,000 人に加えて、更に最大 127,000 人がまた移動させられたと言われているアクセスの規制により不確かな報告、260 万人までのダルフールにおける長期の国内避難民（IDPs）の予想される総数の増加そして 330 万人の人道援助を必要としている人々の総数、に安保理の深い懸念を表明し、

必要としている住民に対する人道援助の妨害のないアクセスおよび人道要員と自らの支配下にある地区における自らの活動の保護を確保する、並びにその職務権限の行使においてダルフールでのあらゆる地区とあらゆる時に妨害のない移動の自由を UNAMID に保証する、スーダン政府およびドーハ・ダルフール和平文書（DDPD）のその他の署名者により為された公約を想起し、そして DDPD の実施を評価することにおける履行フォローアップ委員会（IFC）の役割を更に想起し、

アクセスの継続した拒否および人道関係者に課された規制が、人道援助の提供に著しい格差を残していることに懸念を表明し、スーダン政府に対し、人道関係者が、基本的必要性に対処することを支援

して活動できることを確保することを求め、

ジュベラ・マラにおける戦いにより追い出された住民へのアクセスを妨害する北部および中部ダルフールにおけるアクセス制限を含む、その職務権限を果たすその能力を危うくし続けているダルフール国際連合・アフリカ連合同合同ミッション（UNAMID）に課されたアクセス規制と官僚的障害を含む障害に懸念を表明し、UNAMID への配給食糧の 233 の積み荷および国際連合と派遣部隊が所有する装備の 16 の積み荷のスーダン政府による最近の許可を歓迎し、国際連合と派遣部隊が所有する装備を含んでいる 298 の積み荷に対する許可がまだ未決定のままであることを留意し、全ての兵站的問題について UNAMID や人道要員と協力するというスーダン政府の公約を認識しそしてスーダン政府に対し、完全にその公約を切れ目なく果たすことを求め、

資金供与者、ダルフールの地域当局およびスーダン政府に対し、必要としている者に手を伸ばすために必要な財政的資源を提供することを求め、

ダルフールにおける紛争に軍事的解決はあり得ないこと、そして包括的な政治的解決が、平和を再建するために不可欠であることをくり返し表明し、ダルフールの人々に本当の利益を直ぐに提供すべきである、持続可能な平和を求めて紛争の根本原因に十分に対処することの重要性を強調し、これに関連して、ダルフールにおける和平プロセスのための実行可能な枠組としての DDPD に対する、および実施の加速、並びに和平交渉を仲介した AU ハイレベル履行パネル（AU-HIP）に対する、安保理の支援をくり返し表明し、

2015 年 10 月にハルツームで招集されたスーダン国民対話と国民対話を促進するスーダン政府の取組を認め、そしてこの国民対話が、全ての関連する当事者を含んでいなかったため、十分に包括的でなかったことを更に認め、

AU-HIP により提案された行程表協定のスーダン政府による署名を歓迎し、非署名集団に対し緊急にそれに署名することを促しそして全ての署名者に対し行程表協定を十分に遵守することを求めている、事務総長とアフリカ連合委員会の委員長によりなされた声明を想起し、

国民対話の包括性に関するスーダン政府による追加の公約を歓迎し、

幾つかの武装集団が和平プロセスを妨害してそして暴力に頼ることを続けてきているという事実に憂慮し、正義と平等運動（JEM）ジブリール部隊により 2013 年 5 月に囚われた元モハメド・バシヤール運動の構成員の解放を求める安保理の要求をくり返し表明し、そしてスーダン政府の強制的な転覆を目的としたあらゆる武装集団によるあらゆる行動を非難し、

DDPD の実施における進展を促進する UNAMID の能力が、政府と非署名運動との間の包括的な政治的解決の遅れと欠如により邪魔されていることに留意し、署名当事者に対し、DDPD を十分に実施するために必要な残っている措置を講じることを促し、人道的および治安の状況、並びにダルフールにおける地域当局の能力の欠如が、救済から安定および開発活動への移行を妨げていることに懸念を表明し、スーダン政府に対し、関係する資金供与者の支援を得て、ダルフールの地域当局および委員会の履行されていない活動が、実施を続けるため適切に資源が与えられることを確実にすることを促し、資金供与者およびスーダン政府に対し、自らの誓約を与えそして時宜を得たやり方で、2013 年 4 月のドーハでの会議において為された自らの公約を含む、自らの義務を遂行することを促し、そして開発が、ダルフールにおける永続的な平和を支援できることを断言し、

地方の紛争解決制度が、天然資源についての紛争を含む、共同体間の紛争を予防することと解決することにおいて重要な役割を果たすことに留意し、地方の一般住民への相応の影響と共に、暴力に至る地方の紛争を予防する効果的な取組の強化増大を促し、治安部隊の展開と反目し合う共同体の間の緩衝地区の設立を通して介入する、また共同体間の戦いを仲介する、スーダン当局と地方の仲介者の取組を認め、UNAMID と国連国別現地チーム（UNCT）からの支援を得た、幾つかの共同体間の和平協定の励みになる結論を歓迎し、そしてこれらの紛争に対する持続可能な解決を見つけ出すスーダン政府との共同作業におけるその継続的活動を促し、

ダルフールにおける紛争の根本原因に対処しそして和平プロセスに参加する二つの運動の可能性を探究することに焦点を絞った 2016 年 5 月にカタール政府と調整して合同特別代表／合同主任調整官（JSR/JCM）による JEM とスーダン解放軍ミニ・ミナウィ派の会の開催を含む、持続可能な平和を促進するため、スーダン政府と緊密に交流して着手された、地域的およびその他の活動を歓迎し、和平プロセスを活性化しそしてその包含性を増すための国際的な、地域的なそして国の取組に対する支援を通じたものを含めて、ダルフールにおける平和、安定および安全を確保するための JSR/JCM の取組を称

賛し、

法律顧問、検察官、法的支援補佐および家族保護部隊を含む、ダルフルール中の追加の警察、矯正および司法の人的資源並びに物質的資源の展開を通して法と秩序を回復するための地方政府による取組を認めそしてこれらの取組が、特に女性の権利の違反と侵害並びに性的およびジェンダーに基づく暴力に関して、一般市民のための保護環境を高めるため統合されまた拡大されるべきでことに留意し、

国際の平和および安全の維持に関する安全保障理事会の主要な責任を害することなく、アフリカにおける、特にスーダンにおける、平和と安全の維持に関して、国際連合憲章の第VIII章に適合して、国際連合とアフリカ連合との間のパートナーシップの重要性を強調し、

三者調整機構の様式で国際連合、アフリカ連合およびスーダン政府の間で開催された定期協議、2016年5月23日の合同作業部会の報告書、そして四か月後に再招集するという合同作業部会の意図に留意し、

全ての当事者に対し、国際人権法および国際人道法の下での自らの義務を遵守することを求め、ダルフルールにおける全ての当事者により犯された犯罪の実行者の責任を確保することと司法手続に付すことを通したものを含めた刑事責任の免除を終わらせることを安保理が重視していることを強調し、スーダン政府に対し、この点で自らの義務を遵守することを促し、スーダン政府により任命されたダルフルール担当特別検察官による現在進行中の捜査を歓迎しそしてこれに関連した更なる進展の必要性を強調し、特別法廷の手続を UNAMID とアフリカ連合が注意深く見るために提供されている了解覚書案に関する迅速な進展に対する求めをくり返し表明し、そして UNAMID に対する攻撃を速やかに調査すること、そして実行者を司法手続に付すことをスーダン政府に求め、

全体としてのスーダンの安定並びに同地域に関するダルフルールにおける現在進行中の暴力の悪影響について安保理の懸念を再確認し、国境管理に関するものを含む、スーダンとチャドとの間の現行の良い関係を歓迎し、そしてスーダン、チャドおよび中央アフリカ共和国に対し、ダルフルールとより幅広い地域における平和と安定を達成するために協力し続けることを奨励し、

ダルフルールにおける平和と安定を促進することに向けた UNAMID の取組を称賛し、そして

UNAMID に対する安保理の十分な支援をくり返し表明し、

UNAMID に関する 2015 年 6 月 2 日の事務総長およびアフリカ連合委員会委員長の特別報告書 (S/2016/510) を歓迎し、

2014 年 7 月 2 日に事務総長により依頼された報告不足の問題と報告操作の申立の、UNAMID による再検討の完了に留意し、そしてこの再検討に含まれた勧告および結論並びにこの問題に対処する措置の継続的实施を歓迎し、

スーダンにおける事態は、国際の平和および安全に対する行為を構成していることを認定して、

1. 決議 1769 (2007) で規定された、UNAMID の職務権限を、2017 年 6 月 30 日まで延長することを決定し、そして UNAMID は、15,845 名までの軍事要員、1,583 名の警察要員およびそれぞれ 140 名までの 13 の編成された警察部隊で構成されるものとするを更に決定する。

2. 達成条件および現行の危険な状態に関するわずかな進展の文脈において、決議 2148 (2014) の第 4 項に規定された UNAMID の修正された戦略的優先事項、すなわち、文民の保護、人道援助の提供の促進および人道要員の安全と防護、国のレベルでの現行の民主的な移行を考慮すると同時に、DDPD に基づくスーダン政府と非署名武装運動との間の仲介、UNCT と協力して、その根本原因に対処する措置を通したものを含めて、共同体間の紛争の仲介に対する支援、の安保理の是認をくり返し表明し、決議 2113 (2014) に従って実施された UNAMID の再検討を実施するため UNAMID により今日までに講じられた措置を歓迎し、そして UNAMID が、これらの優先事項の達成にその全ての活動を合わせそしてその資源の使用を向け続け、これらの優先事項に合わない全てのその他の任務を中止しそしてそれに応じて任務を合理化し続けることを要請し、また UNAMID の再検討を実施するため UNAMID と UNCT との間の任務の適切な配分と調整の重要性を強調する。

3. UNAMID の職務権限は、2007 年 6 月 5 日の事務総長およびアフリカ連合委員会委員長の報告書 (S/2007/307/Rev.1) の第 54 項および 55 項に定められたものとするを決定し、決議 1769 (2007) において認められた、UNAMID の職務権限と任務の一定の要素、すなわち同報告書の第 54 項(g)と(h)、55 項(a)(v)、55 項(a)(vii)、55 項(b)(ii-iii)、55 項(b)(v)、55 項(b)(x)および 55 項(c)(iii-iv)に列挙され

たものは、もはや関連していないかまたは比較優位で、他の組織により遂行されているかまたはまもなく移行されるかのいずれかであることを留意し、そして UNAMID に対し、UNCT に対するこの同じ報告書の第 54 項(g)と 55 項(c)(iv)に列挙された任務の移行を、遅くとも 2017 年 6 月までに完了することを要請する。

4. UNAMID は、(a) なかなく、その優先事項の遂行においてまたその職務権限の積極的な防衛においてより予防的なまた先制的な態度で活動すること続けること、早期警戒の向上、紛争のリスクが高いまた IDP s が多く集中している地区における率先した軍の展開と積極的且つ効果的な巡視、UNAMID の部隊の地理的な展開の定期的な再検討を通したものを含む、文民に対する暴力の脅威に対するより迅速且つ効果的な対応、共同体の治安を維持することの開発と訓練を含む、IDP キャンプ、隣接した地区および帰還地区の安全を確保することを通して、また平和維持活動の基本原則を害することなしに、女性と子どもを含む、ダルフル中の文民の保護、そして(b) 関連する国際法の規定および人道支援に関する国際連合指導原則に従って、安全な、時宜を得たそして妨害のない人道的アクセス、並びに人道要員と活動の安全と防護を確保すること、に対する利用可能な能力と資源の使用についての決定に優先権を与え続けなければならないことを強調し、また UNAMID に対し、これらの目的の達成のためのそのミッション全体の包括的な戦略の実施において、UNCT およびその他の国際的なまた非政府の関係者と協力して、その能力の使用を最大化することを要請する。

5. スーダン政府の主要な責任を害することなしに文民を保護するその中心的な任務を提供するまた UNAMID 自身の要員および人道支援要員の移動の自由と安全を確保する、決議 1769 (2007) で明確にされた、UNAMID の憲章第 7 章の職務権限を強調し、UNAMID が、この職務権限の遂行においてあらゆる必要な行動をとる権限が与えられていることを想起し、そして UNAMID に対し、それ自身とその職務権限に対するあらゆる脅威を阻止することを促す。

6. 徐々に発展している治安状況の環境において、ミッションのあらゆる工夫は、達成条件および現場での条件に対する進展に基づくべきでありまた徐々に、段階的に実行された、柔軟なそして可逆的な方法で実施されるべきであることを強調する。

7. UNAMID の有効性を増すための取組を歓迎し、そしてこれに関連して、国際連合およびアフリカ連合委員会により実施された任務の再検討をする最近の部隊またとりわけ UNAMID が、その部隊

の展開においてより高い次元の柔軟性を確保しそして個々の警察官の現場での存在を増すべきであるという所見を認める。

8. 非署名運動の新たな関与を通じたものを含む、ダルフルール和平プロセスのアフリカ連合と国際連合の促進のための枠組に基づく、和平プロセスを活性化しそしてその包摂性を増すための JSR/JCM の取組を称賛し、その仲介取組に同時性を持たせることにおいてまたスーダン政府とダルフルールの武装運動との間の直接交渉に進展を生み出すことにおいて AU-HIP とスーダンおよび南スーダン担当事務総長特使との JSR/JCM の調整の強化を歓迎する。

9. 解放と正義運動および JEM-スーダン派戦闘員のための安全取極の完了および解放と正義運動の二つの政党への転換、スーダンの権力機構への元叛徒の統合および現行のダルフルール内部対話 (DIDC) を含む、DDPD の幾つかの要素の実施において為された進展を歓迎するがしかし、補償に関する準備および IDPs と難民の帰還を可能にすることに資する環境の創造を含む、全体的な実施に重大な遅れが続いていることに懸念を表明し、署名当事者に対し、後継機関へのダルフルール地域当局の調整義務と活動の効果的な移行によりまたその下で設立されたその他の DDPD 機関が自らの職務権限を実施するため援助を受けそして権限を与えられていることを確保することによるものを含めて、十分に DDPD を実施することを促し、非署名武装集団が DDPD の実施を妨げることを自制することを要求し、そしてその修正された戦略的優先事項に従った UNAMID と UNCT に対し、DDPD の実施の支援に十分に関与し続けることを奨励する。

10. ダルフルールの五つの構成州が是認した 2016 年 4 月 11 日-13 日のダルフルール行政住民投票の開催に留意し、住民投票が平和的に開催されたことを歓迎し、そして有権者の適格性と住民投票の時期についての 2015 年 6 月 2 日の事務総長およびアフリカ連合委員会委員長の特別報告書において表明された懸念に留意する。

11. ダルフルールにおける紛争の全ての当事者が、全ての暴力行為を直ちに止め、そして同地域に安定したまた恒久的な平和をもたらすため、持続したそして永久的な停戦を引き受けることを要求する。

12. AU-HIP の活動の重要性を強調し、紛争の全ての当事者に対し、AU-HIP と建設的に関与することを奨励しそしてこれに関連して SLA/AW を含む、仲介過程に参加することを拒否しているものの

態度を非難し、SLA/AW に対し、包括的なまた持続可能な和平合意に向けた最初の段階としての敵対行為の停止を達成するため、前提条件なしに、和平プロセスに参加することを促す。

13. AU-HIP により提案された行程表協定の 2016 年 3 月 21 日のスーダン政府による署名を歓迎しそして非署名集団に対し、敵対行為の停止および包括的な国民対話に向けて実行可能な先を進める方法を決める重要な里程碑として緊急にそれに署名することを促す。

14. 女性と IDPs の完全且つ効果的な参加を含む、参加者の市民的および政治的権利を十分に尊重した包括的な環境において行われるダルフルに基盤を置く内部対話に対する安保理の支援を再確認し、そのことがダルフル内部対話（DIDC）の第二段階に関する進展を可能にした、DIDC の資金調達に対してそれが誓約した拠出の半分としてのスーダン政府による 100 万ドルの譲渡を歓迎し、そしてスーダン政府に対し、誓約の残りを速やかに譲渡することを求め、DIDC に資金提供する欧州連合による 80 万ユーロの誓約を歓迎し、支配的な危険な状態および適切な資金調達の欠如が、DIDC の将来の段階の効果的な実施を損ない得ることに懸念を表明し、スーダン政府と武装集団に対し、可能にする必要な環境を確保することを求め、そして UNAMID に対し、DIDC の発展とそのための全体的な環境について支援し、監視しそして報告することを要請する。

15. 文民に影響する部族間の衝突、犯罪行為および山賊行為を直ぐに終わらせることを求め、共同体間の戦いを仲介するスーダン当局と地方の仲介者の取組を認め、和解と対話を更に呼びかけ、その職務権限と戦略的優先事項の枠組の範囲内での共同体紛争の仲介を支援するその取組を強化する UNAMID の意図を歓迎し、そして UNAMID に対し、ダルフルの各州における共同体間紛争の予防と解決に関する行動計画を策定するため、市民社会制度と共にを含む、地方の紛争解決制度を支援しそしてスーダン政府、UNCT および市民社会と協働し続けることを要請する。

16. 武器、とりわけ小型武器の拡散および文民に対する当該武器の使用に深い懸念を表明し、そして UNAMID に対し、自らの任務を促進するため決議 1591（2005）により設立された専門家パネルとこの文脈で協力し続けることを要請し、違法な兵器の収集のための民間人武装解除キャンペーンを実施するスーダン政府の意図の発表に留意しそして事務総長に対し、彼の次の報告書においてこの活動の実施に関する最新情報を提供することを求める。

17. UNAMID の部隊および警察要員提供諸国を称賛し、多少の進展が、派遣部隊が所有する装備と自己維持に不足するものに対処することにおいて為されてきたことを歓迎するが、不足がまだ残っていることに懸念を表明し、特に長距離パトロールを実行する派遣部隊の一時的な展開能力と技量が必要な地区で優先的な保護任務を遂行する適切な訓練と資源を提供することによるものを含めて、そのような不足に対処するため UNAMID、事務局と部隊および警察要員提供諸国による継続的取組を求める。

18. UNAMID に対するあらゆる攻撃を強く非難し、UNAMID に対する何らかの攻撃または何らかの攻撃の脅威は、受け入れられないことを強調し、そのような攻撃の再発がないことまた責任を有する者が、迅速且つ徹底した調査の後で責任を問われることを要求し、ダルフールの平和のために公務中に尊い犠牲となった UNAMID 要員をたたえ、UNAMID に対し、国連要員と装備を守るためその交戦規則の範囲内であらゆる必要な措置を講じることを促し、平和維持要員を攻撃した者に対する現行の刑事責任の免除を非難し、そしてこれに関連してスーダン政府に対し、何らかのそのような犯罪のあらゆる実行者を司法手続に付すため最善を尽くすことまたこの目的のために UNAMID と協力することを促す。

19. 危険な状態により引き起こされた移動とアクセスの制限、犯罪行為およびスーダン政府、武装運動並びに民兵集団による著しい移動の制限を含む、障害が、その職務権限の実施において UNAMID に対して残ったままであることに安保理の深い懸念をくり返し表明し、ダルフールにおける全ての当事者に対し、その安全と移動の自由を確保することによるものを含んで、その職務権限の UNAMID の十分なまた適切な遂行に対するあらゆる障害を取り除くことを求め、そしてこれに関連して、スーダン政府が、部隊の地位協定、特に紛争の影響を受けた地区におけるパトロールの移動および飛行許可に関連する規定、並びに UNAMID の航空資産の使用に対する障害の除去、スーダンへの入国の港における UNAMID の装備と食糧の時宜を得た処理および査証の時宜を得た発行に関する規定、を完全にまた遅滞なく遵守することを要求し、三者調整機構を通したものを含めて、その職務権限の UNAMID の効果的な実施に関連する運用上のまた兵站的な問題に関する議論を歓迎し、UNAMID と人道要員に対する税関の許可、査証およびアクセスを含むあらゆる兵站的問題について協力するというスーダン政府の公約を認識し、そしてスーダン政府に対し、その公約を切れ目なく果たすことを求める。

20. 過去 1 年間の食糧と装備の重大な不足をもたらした入国港を通した食糧と装備の処理における遅延を憂慮し、UNAMID への配給食糧の 233 の積み荷および国際連合と派遣部隊が所有する装備の 16

の積み荷のスーダン政府による最近の許可を歓迎し、国際連合と派遣部隊が所有する装備を含んでいる 298 の積み荷に対する許可がまだ未決定のままであることを留意しそしてスーダン政府に対し、配給食糧、装備および UNAMID により要求されたその他の必要な品目を含んでいる積み荷の時宜を得た処理を確保することを求める。

21. あらゆる形態の性的およびジェンダーに基づく暴力、とりわけ文民を意図的に標的とすること、無差別または過剰な攻撃に関与したものを含む、あらゆる国際人道法違反および人権の違反と侵害を非難し、そしてダルフルールにおける全ての当事者が、文民、平和維持要員および人道要員を標的とする攻撃を直ちに終わらせそして国際法および適用可能な国際人道法の下での自らの義務を遵守することを要求する。

22. ダルフルールにおける悪化している人道状況、および人道要員と施設に対する脅威並びに攻撃に重大な懸念を表明し、脆弱な住民が居住している幾つかの紛争地区に対するアクセスが、制限されたままであることをそして危険な状態、犯罪行為および政府軍、武装運動並びに民兵集団による移動の制限のために、北部および中部ダルフルール並びにジュベル・マラの東部を含む、幾つかの紛争地区は、到達しがたいことに懸念を表明し、人道組織がダルフルールの必要としている多くの人々に対し援助を提供できることを歓迎し、危険な状態の増加、人道支援要員に対する攻撃、紛争当事者によるアクセスの拒否およびスーダン政府により課された官僚的障害に由来するダルフルールにおける人道的アクセスに関する継続した制限並びにそのような制限、中でも財政的および運用上の問題を含んでいる理由が、幾らかの国際的な人道関係者や国際連合職員が、スーダンを去る原因となってきたことを憂慮し、人道関係者のための資金の不十分な利用可能性について懸念をさらに表明し、人道組織のための査証と渡航許可の時宜を得た発行の必要性を強調し、そしてスーダン政府、全ての民兵、武装集団および全てのその他の利害関係者が、人道組織と救済要員の安全な、時宜を得たそして妨害のないアクセス、国際法および人道、公平、中立並びに独立を含む人道支援の国際連合指導原則の関連する規定に従って、ダルフルール全体の必要としている住民に対する人道援助の提供を確保することを要求する。

23. 裁判外の殺害、武力の過度な使用、文民の拉致、性的およびジェンダーに基づく暴力行為、子どもに対する侵害と虐待、そして恣意的な逮捕と拘禁に関するものを含む、ダルフルールにおける、また関連した、人権違反および侵害の増加を非難し、スーダン政府に対し、そのような侵害や虐待の申立を調査しそして責任を有する者を司法手続に付すことを求め、市民社会の構成員と IDPs を含む、そのよ

うに拘禁された全ての者の状況について深い懸念を表明し、そのような事例を監視する UNAMID のまたその他の関連する組織の能力を、その現在の職務権限の範囲内で、確保することの重要性を強調し、そしてこれに関連して、スーダン政府に対し、この目標の達成に向けて UNAMID との十分な協力を拡大することまた犠牲者のための司法に対する説明責任とアクセスを提供することを促し、スーダン政府に対し、ダルフルールにおける緊急事態を撤回するその公約を果たすこと、全ての政治的収監者を釈放することそして自由な表現を確保することによるものを含めて、その義務を十分に尊重することを求める。

24. UNAMID に対し、女性と子どもに対して犯されたものを含む、人権の侵害や違反並びに国際人道法違反を監視し、検証しそして当局の注意を引くことを要請し、そして事務総長の定期的な 90 日報告書の一部として、この問題について安保理に対する事務総長による強化された、詳細な、完全なまた公開の報告を更に要請する。

25. UNAMID に対し、非国際連合治安部隊に提供されるあらゆる支援は、非国際連合部隊に対する国際連合支援についての人権デュー・ディリジェンス政策 (HRDDP) を厳格に遵守して提供されることを確保することを要請し、そして事務総長に対し、安全保障理事会への事務総長報告書にこの政策の実施において為された進展を含めることを要請する。

26. UNAMID、国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA)、国際連合南スーダン共和国使節団 (UNMISS) および国際連合中央アフリカ多面的統合安定化ミッション (MINUSCA) を含む、同地域における国際連合ミッション内の緊密な調整を促し、そして事務総長に対し、効果的なミッション間の協力を確保することを要請する。

27. 神の抵抗軍のものを含む、地域的脅威に対処することにおける UNAMID、UNMISS、MINUSCA および国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション (MONUSCO) 並びに関連する地域的なまた国際的な協力機関との間の協力と情報共有の重要性を強調し、そしてこれに関連して協力した情報を共有するため、既存の資源の範囲内でまたその職務権限に適合して、UNAMID に対するその勲褒を想起する。

28. 移送された者が自らの出身地へ戻るかまたは移送された現在の地区へ再定住するのを見たいというスーダン政府の言及された要望に留意し、あらゆる帰還が、安全で、自発的でそして適用可能な国

際法に従うべきであることを強調し、そして難民と IDP s のための威厳のあるまた恒久的な解決を達成することのまたこの解決の計画立案と管理に自らの十分な参加を確保することの重要性を更に強調する。

29. ダルフールにおける紛争の全ての当事者が、難民と IDP s の自発的な、情報に基づく、安全な、尊厳のあるそして持続可能な帰還、または、適当と認められる場合に、難民と IDPs の地域への統合を許すことに資するそしてその文民保護の任務の文脈の範囲内で、条件を創り出すことを要求し、これらの帰還が事実上自発的でまた情報に基づいたという範囲で検証するため制度を確立する必要性を強調し、そして、ダルフールにおける恒久的な解決の実現のために土地問題に対処することの重要性を強調する。

30. 紛争の当事者が、性的およびジェンダーに基づく暴力の全ての行為を直ちに止めそして決議 2106 (2013) に従って、性的暴力と闘う具体的なまた期限を定めた公約を行い且つ実施することを要求し、政府に対し、国際連合とアフリカ連合の支援を得て、それを通して紛争関連性的暴力が包括的に対処されるはっきりとした枠組を策定すること、そして性的暴力の被害者のためのサービス提供へのアクセスを許すことを促し、UNAMID に対し、性的およびジェンダーに基づく暴力並びに女性保護アドバイザーの迅速な展開を通したものを含めて、それと闘うために取られた行動についてのその報告を強化することを要請し、事務総長に対し、諸決議 1325 (2000)、2242 (2015) そして女性、平和および安全に関するその後の諸決議の関連規定が、和平プロセスの、特に、紛争解決、紛争後の計画立案および平和構築における、全ての段階の期間中に、女性の市民社会組織を含む、女性の完全且つ効果的な参加を支援することを含めて、実施されることを確保すること、また安保理への彼の報告においてこのことに関する情報を含めることを要請し、UNAMID に対し、これらの任務を監視しそして評価することを更に要請しまた事務総長に対し、安保理への彼の報告においてこのことに関する情報を含めることを要請する。

31. 紛争の当事者が、子どもに対するあらゆる侵害および虐待を直ちに止め、そして適用可能な国際法に違反した子どもの勧誘と使用を終わらせそして防止するための具体的なまた期限を定めた行動計画を策定し且つ実施することを要求し、武力紛争における暴力からの子どもの保護のための行動計画の政府の採択を歓迎しそして政府に対し、十分にこの行動計画を実施することを促し、そして事務総長に対し、以下のことを確保することを要請する。

(a) ダルフールにおける子どもの状況の継続した監視と報告、そして

(b) 決議 1612 (2005) および子どもと武力紛争に関するその後の諸決議に従った、上述の行動計画の策定と実施に向けた紛争の当事者との継続した対話。

32. その職務権限を実施することにおけるそれぞれの国際連合平和維持活動の進展の安全保障理事会による定期的な再検討の重要性を強調し、そしてアフリカ連合と緊密に協議してまた全ての関連する当事者からの観点を求めつつ、UNAMID の再検討の実施の分析を行うという事務総長に対する安保理の要請を想起し、これに関連して、決議 2173 (2014) の第7項において安全保障理事会により要請されたように、その出口戦略を含む、UNAMID の将来について勧告を行う事務総長の取組に留意し、UNAMID の長期の計画は、2012年10月16日の事務総長報告書 (S/2012/771) において定められたまた2014年2月25日 (S/2014/138) と2014年4月15日 (S/2014/279) (添付文書) の事務総長報告書においてその後に改良されたミッションの達成条件に向けた進展に基づくべきであるということに同意し、事務総長が、2015年5月26日の彼の報告書 (S/2015/378) において、ダルフルールにおける政治的解決およびダルフルールにおける敵対行為の停止で始まる、政府と非署名武装運動との間の直接会談は、ダルフルールにおける平和の再確立のために不可欠でありまたこれらの達成条件の達成の基本であることを強調したことに留意する。

33. ミッションの活動に関する運用上のまた兵站的な問題の議論、並びにミッションの達成条件に従った出口戦略の策定を含む、国際連合、アフリカ連合およびスーダン政府との間の、特に三者調整機構と合同作業部会の枠組における、現行の協議に留意し、事務総長に対し、本決議の採択から120日以内に、合同作業部会の何らかの合意された勧告に基礎を置くことによるものを含めて、勧告を行うことを要請し、そしてどのような現実的な措置が、達成条件を達成することに向けて確実な進展を為すためにUNAMID の支援を得て全てのスーダンの当事者により取られることが必要かについて、然るべき時期に事務総長の勧告を審議することに着手する。

34. 事務総長に対し、以下のことを含めて、本決議の採択後、90日毎に安保理に報告することを要請する。

(i) 実行した者が誰であれ、文民に対する暴力や攻撃の出来事についての詳細な報告を含む、ダルフールにおける政治的、人道的および治安の状況についての情報。

(ii) UNAMID に対する攻撃または攻撃の脅威に関するものを含む、部隊の地位協定の違反、あらゆる紛争当事者により実行された国際人道法違反並びにアクセスの規制および通関手続や査証に関するものなど著しい運用上の障害についての情報。

(iii) 本決議の第 33 項で要請された現実的な措置に関する事務総長の勧告に対応した進展を含む、UNAMID の戦略的優先事項と達成条件の達成に向けた発展と進展。

(iv) UNAMID の再検討において特定された UNAMID が直面している課題に対処することにおける発展と進展。そして、

(v) 本決議の実施について。

35. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

添付文書：2014年4月15日の事務総長報告書（S/2014/279）の添付文書Iに定められた UNAMID の達成条件

達成条件1：ドーハ・ダルフルール和平文書を基礎とする政府と非署名武装運動との間の仲介を通じた包括的な和平プロセス。

進展のための要件は、紛争に対する包括的な交渉による政治的解決に到達しそしてその完全なまた時宜を得た実施を遵守するためスーダン政府と非署名武装運動によって為された公約；および和平プロセスにおけるダルフルールに関する、女性を含む、一般住民の見解を反映することを求めている信頼に足るダルフルールに基盤をおく国内対話と協議、を含むこととする。

指標

上級仲介

- ・政府と非署名運動が、ドーハ・ダルフルール和平文書の文脈の範囲内でダルフルール紛争に対する全てを包摂した包括的解決についてダルフルール担当アフリカ連合－国際連合同主任調整官により仲介された直接交渉に入る。
- ・署名当事者が、国際社会の支援を得て、ダルフルールにおける紛争の根本原因に対処することにおいて不可欠のままである、ドーハ・ダルフルール和平文書の規定を実施する。
- ・政府と非署名運動が、敵対行為の包括的且つ包摂的な停戦を結びそして遵守する。
- ・ドーハ和平プロセスの成果が、ドーハ和平プロセスのアフリカ連合と国際連合の促進のための枠組で規定された、スーダンに対するアフリカ連合ハイレベル履行パネルにより支援された国の憲法プロセスに反映される。

ダルフルールに基盤をおく国内対話と協議

- ・ダルフルールに基盤をおく国内対話と協議が、ダルフルール国際連合・アフリカ連合同合同ミッション（UNAMID）により監視された、ダルフルール人の均整のとれた代表と人権に対する尊重を確保する包括的で透明な環境で行われる。
- ・ダルフルールに基盤をおく国内対話と協議の成果が、ダルフルールにおける平和と安定を促進しまた定着させるやり方で広く広められまた実施される。
- ・スーダン政府と連携して、ドーハ・ダルフルール和平文書の実施を監督する機能しているダルフルール地域当局。

達成条件 2：文民の保護および妨害のない人道的アクセス並びに人道要員の安全および防護

進展のための要件は、敵対行為を停止しそして停戦と治安取極を尊重するという、政府軍、非署名運動およびその他の武装集団を含む、紛争の当事者の示された公約；文民を保護する（または人権を促進する／尊重する）ための措置を実施するという、紛争の当事者の示された公約；無制限の人道的アクセスを許可するという、紛争の当事者の示された公約；国内避難民および難民の安全な、自発的なそして持続可能な帰還、再統合または再定住を促進する現地関係者の意思；TCC/PCC の能力と装備の改善；人道活動および、適当と認められる場合に、早期回復と社会復帰のため国際的なドナー・コミュニティによる支援；人道援助の提供の促進および人道要員の安全と防護に関する UNAMID と人道関係者との間の調整の改善；および人権を促進しまた保護するためその治安上の、司法のそして刑事上の機関の能力を改善するという国のまた地方のレベルでのスーダン政府の公約、を含むこととする。

指標

物理的暴力の差し迫った脅威からの文民の保護

- ・物理的暴力の差し迫った脅威に直面している文民は、UNAMID により保護される。
- ・物理的暴力の危険な状態にある文民、とりわけ女性と子どもは、UNAMID の保護の下で、安全に且つ確実に生計活動を実行する。

- ・ 文民は、極端な場合（例：人道関係者が支援できない場合）医療施設への搬送を通したものを含めて、UNAMID から緊急の医療援助を受ける。

保護環境

- ・ 国内避難民のためのキャンプおよび一時的な定着地の範囲内で文民のための（重大な犯罪や暴力的な紛争がないことにより示されるような）安全と安定。
- ・ 特にキャンプに隣接した地区におけるものを含む、国内避難民のためのキャンプの外の地区、および一時的な定着地の外の地区、における文民のための（重大な犯罪や暴力的な紛争がないことにより示されるような）安全と安定。
- ・ 文民に対する暴力的な犯罪の数の削減。
- ・ UNAMID により記録されたような、性的およびジェンダーに基づく暴力の出来事を含む、人権侵害の削減。
- ・ 紛争の当事者による子ども兵士の勧誘の削減。
- ・ 専門的な、民主的な治安維持および法執行のための持続可能な基盤の策定を通したものを含む、市民的および政治的権利の保護のための環境の改善。
- ・ UNAMID により監視された裁判が、公正でありまた国際的な法的基準と慣行に従っている。
- ・ 武器および武装した関係者が広く行き渡っていることが、ドーハ・ダルフルール和平文書の規定に従って戦闘員の武装解除、動員解除および再統合を通して削減される。
- ・ 不発弾により文民に与えられる脅威が、なかんずく、そのような物質の安全な廃棄を通してまた危険啓発活動を通して、対処される。

安全な、時宜を得たそして妨害のない人道アクセスおよび人道要員に対する安全と防護

- ・ UNAMID の保護およびその他の支援を要請している人道関係者は、安全な、時宜を得たそして妨害のないやり方で、活動（例：なかんずく、援助の提供および分配並びに必要性の評価）を実行することができる。
- ・ 人道関係者およびその財産は、特に UNAMID の保護が提供された場合、安全且つ確実である。
- ・ 紛争の当事者は、女性、男性および子どもに対する性的暴力のあらゆる行為と闘いそして子ども兵士の勧誘と使用に終止符を打つため自らの公約と国際的な義務を果たす。

達成条件 3 : 仲介を通して共同体の紛争の予防または緩和そして、国際連合国別現地チームと協力して、その根本原因に対処する措置。

進展のための要件は、共同体間の紛争を平和的に解決することにおいて建設的な役割を果たすという当局および伝統的な共同体の指導者によってなされた意思；仲介努力を促進するため UNAMID に対するアクセスの提供；強化された伝統的な紛争解決メカニズムとそれの大いなる尊重；共同体間の紛争の根本原因に対処する和解協定における措置の包摂；共同体間の衝突を予防することまたは解決することに関した自らの責任を遂行するという当局およびその他の当事者によって為された意思；そして天然資源、回復および復興に関する根本原因に対処する措置を可能にするため国際連合国別現地チームへのアクセスの提供、を含むこととする。

指標

- ・ とりわけ移動の季節の前と期間中の、平和的共存と天然資源への共用アクセスについての牧畜家と農業家の共同体の間の対話。
- ・ 暴力的な共同体間の紛争を防止するかまたは解決する、UNAMID により促進された、当局およ

び伝統的な共同体の仲介者による介入。

- 暴力的な共同体間の紛争に対する現地の解決について争っている当事者間の対話。
- 争っている当事者が、暴力的な共同体間の紛争を解決する現地の協定に入りそして遵守する。
- 共同体間の紛争に起因する出来事の数と新しい移送の削減。
- 国内人権委員会、ダルフル特別裁判所および真理と和解委員会を含む移行期司法メカニズムが、設立されそして国際的な人権基準と最善の慣行に従って活動する。
- 真理、正義および救済に対する被害者の権利を高めることを目的とした措置の採択を通じた司法に対するアクセスの改善。